

## 養父市創業・第二創業補助金交付要綱

平成29年1月13日

告示第1号

### (目的)

第1条 この告示は、養父市で創業、第二創業を行う者に対して補助金を交付することにより、市内における多様な起業・創業の取り組みを促進し、新たな雇用の創出、産業の振興及び経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 個人又は新たに設立した法人が、新たに事業を行うもの。
- (2) 第二創業 すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換、新事業進出又は新分野進出を行うもの。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 創業又は第二創業を行った日から3年未満の者で、市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。）を有し、又は設けようとする者。
- (2) 個人事業主にあつては、事業の完了までに市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 法人にあつては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 養父市企業支援センター又は市内金融機関の指導を受けた事業計画を有する者。
- (6) 個人事業主にあつては本人又は後継予定者が、法人にあつては役員のいずれかが養父市創業支援事業計画別表2に記載する特定創業支援事業を受けた証明を有する者。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、前条に規定する補助対象者が市内で創業、第二創業により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれる

事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定する事業
- (3) その他市長が適当でないと認める事業  
（補助対象事業の期間）

第5条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日が属する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金交付の対象となる経費は、前条に規定する期間に要した創業、第二創業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、その合計額が50万円以上のものを対象とする。

- (1) 人件費
- (2) 工事・修繕費
- (3) 設備・備品等購入費
- (4) 事務所等の賃借料
- (5) 業務委託費
- (6) 謝金等
- (7) 広告宣伝費
- (8) 研修費
- (9) その他市長が特に必要と認めた経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費の合計額の2分の1以内とし、次項に規定する額を限度とする。ただし、補助対象者が女性、40歳未満の者又は養父市に住民登録後3年未満の者については、3分の2以内とする。いずれの場合も対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の限度額は、100万円とする。ただし、市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業については、200万円とする。

（補助金交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養父市創業・第二創業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 市税の滞納がない証明書
- (4) 個人事業主にあつては本人又は後継予定者が、法人にあつては役員のいずれかが養父市創業支援事業計画別表2に記載する特定創業支援事業を受けた証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金交付の決定）

第9条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、養父市創業・第二創業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市町は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。  
（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、養父市創業・第二創業補助金変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、養父市創業・第二創業補助金変更決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、養父市創業・第二創業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の成果が確認できる書類（図面、写真等）

- (2) 対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) 創業したことが確認できる書類（登記簿、履歴事項全部証明書、開業届等の写し）
- (4) 住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、養父市創業・第二創業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、養父市創業・第二創業補助金補助金請求書（様式第9号）により補助金の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条による決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を養父市創業・第二創業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、養父市創業・第二創業補助金返還命令通知書（様式第11号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ養父市創業・第二創業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（事業化等の報告）

第17条 市長は、補助対象事業の完了した日から5年間、当該事業の事業化及び収支状況等について、補助事業者に報告を求めることができる。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する補助金交付の決定を行った事業については、同日後もなおその効力を有する。

（養父市起業支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 養父市起業支援事業補助金交付要綱（平成25年養父市告示第64号）は、廃止する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

養父市長 様

住所又は所在地  
氏名又は事業者名  
代表者名

印

養父市創業・第二創業補助金交付申請書

養父市創業・第二創業補助金の交付を受けたいので、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	円
補助対象経費総額	円
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業実施場所	養父市
添付書類	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 誓約書（様式第3号） (3) 市税の滞納がない証明書 (4) 養父市創業支援事業計画別表2に記載する特定創業支援事業を受けた証明書の写し (5) その他

別紙

収支予算書

1. 収入

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出

(単位：円)

科 目	補助対象金額	摘 要
人 件 費		
工 事 ・ 修 繕 費		
設 備 ・ 備 品 購 入 費		
賃 借 料		
委 託 ・ 外 注 費		
謝 金 等		
広 告 宣 伝 費		
研 修 費		
合 計		

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1. 事業者概要

業種	既存事業（新規の場合空欄）	今回創業
	小分類番号：	小分類番号：
事業所等名称		
代表者名		
事業所所在地	〒 養父市	
連絡先	電 話： E-mail：	
創業予定日	年 月 日	
事業形態	1. 個人事業 2. 法人設立〔株式会社・有限会社・その他（ ）〕	
資本金又は 出資金		
役員及び 従業員数	役 員： 名 従業員： 名（うち正規 名・パート等 名）	
事業に要する 資格・免許等	名 称： 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 取得済・ <input type="checkbox"/> 取得見込）	
代表者の 事業経験		



## 2. 事業内容

(1) 事業の具体的な内容

(2) 創業の動機、将来展望

(3) 事業に関する知識、経験、人脈等

(4) 地域資源の活用と地域貢献

(5) 事業の準備・着手状況

### 3. 資金計画

(単位：千円)

必要な資金		調達資金	
資金内容		調達方法	金額
設備資金		自己資金	
		金融機関からの借入金	
運転資金		その他借入金	
		補助金等	
合 計		合 計	

### 4. 収支・雇用計画

(単位：千円・人)

	1年目	2年目	3年目
(A) 売上高			
(B) 売上原価			
(C) 売上総利益(A-B)			
(D) 販売管理費			
営業利益(C-D)			
従業員数			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

養父市長 様

住所又は所在地  
氏名又は事業者名  
代表者名

印

### 誓約書

養父市創業・第二創業補助金の申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けても異存のないことを誓約します。

### 記

1. 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きをしている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。
3. 別途提出の市税の滞納がない証明書記載以外の国税、県税等の滞納がない者であること。

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長 印

養父市地創業・第二創業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養父市創業・第二創業補助金については、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	円
補助対象経費総額	円
補助条件	

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

養父市創業・第二創業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった養父市創業・第二創業補助金について、その内容を変更したいので、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付決定額	(変更前) 円	(変更後) 円
補助対象経費総額	(変更前) 円	(変更後) 円
変更の内容		
添付書類	(1) 変更の内容が確認できる書類 (2) その他	

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長 印

養父市創業・第二創業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養父市創業・第二創業補助金の  
変更については、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第10条第2項の規定によ  
り、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	円
補助対象経費総額	円
変更条件	

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊟

養父市創業・第二創業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった養父市創業・第二創業補助金について、事業が完了したので、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
補助対象経費総額	円
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業実施場所	養父市
添付書類	(1) 事業の成果が確認できる書類（図面、写真等） (2) 対象経費の支払いが確認できる書類 (3) 創業したことが確認できる書類 (4) 住民票の写し (5) その他

別紙

収支決算書

1. 収入

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出

(単位：円)

科 目	補助対象金額	摘 要
人 件 費		
工 事 ・ 修 繕 費		
設 備 ・ 備 品 購 入 費		
賃 借 料		
委 託 ・ 外 注 費		
謝 金 等		
広 告 宣 伝 費		
研 修 費		
合 計		



様式第8号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長 印

養父市創業・第二創業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した養父市創業・第二創業補助金の交付額については、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第12条の規定により、金 円に決定したので通知します。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

養父市創業・第二創業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定を通知された養父市創業・第二創業補助金について、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額 (千円)

様式第10号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長 印

養父市創業・第二創業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した養父市創業・第二創業補助金については、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第14条第1項第 号の規定により、その（全部・一部）を取り消すことにしたので、同条第2項の規定により通知します。

様式第11号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長 印

養父市創業・第二創業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した養父市創業・第二創業補助金の補助対象事業に係る交付額については、養父市創業・第二創業補助金交付要綱第15条の規定により、金 円の返還を命ずる。

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所

事業者名

代表者名

⑩

養父市創業・第二創業補助金財産処分承認申請書

標記について、養父市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 処分する施設又は設備の名称
- 2 取得価格又は効用の増加価格
- 3 処分内容
- 4 処分する理由

※1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

※2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。